

(参考)

「総合経済対策」(昭和61年4月8日)の実施状況等

昭和61年9月19日

経済対策閣僚会議

決 定 事 項	実 施 状 況 等
<p>1. 金融政策の機動的運営</p> <p>日本銀行は公定歩合を本年1月30日に0.5%引き下げたのに続き、3月10日から更に0.5%引き下げたところである。これに伴い預貯金金利や短期プライムレート等が引き下げられるなど、金利水準全般の低下が進んでいるところであるが、今後とも内外経済動向及び国際通貨情勢を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図る。</p> <p>なお、その際、過度に投機的な取引が助長されないよう配慮する。</p> <p>2. 公共事業等の施行促進</p> <p>(1) 昭和61年度の公共事業等については、上半期における契約済額の割合が過去最高を上回ることを目指して可能な限り施行の促進を図る。</p> <p>また、公共事業の配分に当たっては、各地域の経済情勢、社会資本の整備状況、事業の優先度等を勘案して適切に行うものとする。</p> <p>(2) 地方公共団体においても、(1)の措置に準じて、事業の円滑な施行を図るため必要な措置を講ずるよう要請する。</p>	<ul style="list-style-type: none">日本銀行は4月21日、公定歩合を更に0.5%引き下げ3.5%とした。これに伴い、民間預貯金金利及び郵便貯金金利並びに短期プライムレートも、5月19日から引き下げられた。4月16日、民間金融機関に対し通達(「土地関連融資の取扱いについて」)を発し、投機的な土地取引を助長することのないよう指導した。 (大蔵省)5月9日、「上半期においては、期末における契約済額の割合が全体として過去最高を上回ることを目指して、可能な限り施行の促進を図る」こと等を内容とする「昭和61年度上半期における公共事業等の事業施行等について」を閣議決定した。また、同日、公共事業等施行対策連絡会議第1回会合を開催し、上半期末における契約済額の割合が全体として77.4%となることを目指して適切な公共事業等の施行を図ることを了承した。5月9日の閣議決定を受け、同日付けの通知で、各地方公共団体において、公共事業等(地方単独事業を含む。)の上半期末の契約済額の割合が全体として過去最高を上回ることを目指して、可能な限り施行の促進を図るよう努めること等を要請した。 (自衛省)

決 定 事 項

実 施 状 況 等

3. 円高及び原油価格低下に伴う差益の還元と価格の適正化等

(1) 電力9社及び大手ガス3社の円高及び原油価格低下による差益については、需要者に暫定的料金引下げ等の形で還元することとし、その具体的な方策について早急に検討を進め、6月から実施する。

なお、具体的な還元額は、実施段階において決定されるが、現在のような為替レート、原油価格の傾向が継続する場合には、還元額はおよそ1兆円程度になるものと見込まれる。

(2) 畜産物の価格安定を図るために設けられている価格帯については、円高効果を含む生産費の低下等も踏まえ、昭和61年度から中心価格等で国産牛肉の約7割を占める乳用種牛肉を2.3%、豚肉を5.6%、バターを4.0%引き下げる。

- ・ なお、地方公共団体は、昭和61年度当初予算において、地方単独事業費については地方財政計画の伸率(3.7%)を上回る前年度比4.8%増の事業費を計上している。
- ・ 地方債については、4月及び5月において、一般公共事業債、一般単独事業債を中心に、3兆8,263億円(地方債計画総額に対する割合は約54%で過去最高を上回っている。)を配分した。また、上半期において80%以上を目標に配分することとしている。(自治省)
- ・ 地方公共団体における公共事業等の施行状況については、定期的に報告を求め、適切な指導を行っている。(自治省)

- ・ 電力9社及び大手ガス3社の円高及び原油価格低下による差益については、昭和61年6月から昭和62年3月まで料金の暫定的引下げの形で総額1兆859億円を還元することとした(5月15日認可)。(通商産業省)

- ・ 畜産物の価格安定を図るために設けられている価格帯については、円高効果を含む生産費の低下等も踏まえ、昭和61年度から中心価格等で国産牛肉の約7割を占める乳用種牛肉を2.3%、豚肉を5.6%、バターを4.0%引き下げた。(農林水産省)

決 定 事 項

(3) 輸入牛肉については、5月から畜産振興事業団の指定輸入牛肉販売店及び肉の日における小売目安価格を現行市価の10～20%安から20～30%安に引き下げるとともに肉の日の拡充を図る。

また、本年のゴールデンウィーク期間に主要都市において新たに牛肉の特別販売を行うビーフウィークを実施する。

畜産振興事業団の輸入牛肉売買差益をより直接的に消費者に結びつく施策に活用するため、上記のほか、昭和61年度において、従来からの国産牛肉特別対策事業等に加え、新たに牛肉販売合理化事業等の流通・消費対策を推進するほか、更に食肉の流通・消費対策を追加的に実施する。

(4) 国際航空運賃については、方向別格差縮小のための措置を講ずるよう努める。

実 施 状 況 等

・ 輸入牛肉については、5月から畜産振興事業団の指定輸入牛肉販売店及び肉の日における小売目安価格を従来市価10～20%安から20～30%安に引き下げるとともに肉の日の拡充を図った。

また、ゴールデンウィーク期間に全国10都市において新たに牛肉の特別販売を行うビーフウィークを実施した。10月にも同様の催しを行うこととしている。
(農林水産省)

・ 畜産振興事業団の輸入牛肉売買差益については、昭和61年度において、従来からの国産牛肉特別対策事業等に加え、新たに、牛肉を安定的な価格で販売するための牛肉販売合理化事業を推進するほか、さらに全国的なミートフェアの開催、消費者に対する食肉小売情報の提供、食肉規格取引の普及推進等の事業により、総額約40億円の流通・消費対策を実施している。
(農林水産省)

・ 欧州線についての日本発普通往復運賃値下げ(12%)及び欧州発普通片道運賃値上げ(平均3%)並びに太平洋線についての米国発普通片道運賃値上げ(10～13.6%)を7月1日より実施したほか、太平洋線についての日本発普通片道運賃値下げ(10%)を秋以降実施することとしている。

さらに割引運賃として、欧州線に日本発アベックス運賃(事前購入回遊運賃…現行エコノミー運賃の36%程度の割引)を7月1日より導入したほか、米国西海岸、グアム・サイパン行ファミリー運賃(現行エコノミー運賃の33～47%程度の割引)を秋以降導入することとしている。

(運輸省)

決 定 事 項

(5) 国際通信料金については、利用者の負担の軽減を図るため、遅くとも9月までには料金引下げを実施するよう促進する。

(6) その他の公共料金等についても、円高、原油価格の低下及び物価の安定基調にかんがみ、可能な限りその引下げに努めるものとするが、引下げが困難なものについても、当該事業の収支状況等を勘案しつつ、料金等の長期安定、サービスの改善等を通じて円高等による差益を還元するものとする。

実 施 状 況 等

- ・ 国際通信料金については、利用者の負担の軽減を図るため、9月1日から平年度ベースで平均13.1%の引下げが行われた。 (郵政省)
- ・ 沖縄電力株式会社について、6月から料金の暫定的引下げにより70億円を還元することとした。 (通商産業省)
- ・ 地方都市ガス事業者及び簡易ガス事業者の差益について、7月(一部8月)から料金の暫定的引下げの形で総額315億円を還元することとした。 (通商産業省)
- ・ 現在供給中の熱供給事業者26社(41事業)のうち22社(37事業)について、6月又は7月から熱料金の暫定的引下げの形で、約20億円を還元することとした(5月20日、6月24日、6月28日付認可)。 (通商産業省)
- ・ 工業用アルコールについて、6月17日から政府売渡価格を平均約14.8%引き下げた。 (通商産業省)

決 定 事 項	実 施 状 況 等															
<p>(7) 円高による輸入品価格低下及び原油価格低下の効果が、市場メカニズムを通じて国内販売価格に適正に反映されるよう努めるとともに、必要に応じ関係業界に対して要請を行う等適切な対応を図る。この一環として、</p> <p>① 石油製品については、市場メカニズムを通じて、円高及び原油価格の低下を価格に反映してきているが、今後においても、為替相場及び原油価格の動向が適正に反映されるよう価格動向について注視する。</p> <p>② 配合飼料については、既に昭和60年10月以降円高の効果を含む原料コストの低下を反映して2回にわたる価格引下げ(8.4%)が行われたところであるが、今後においても原料価格の動向等について注視する。</p> <p>③ 主要輸入消費財の価格動向等(別紙37品目)について調査し、4月末を目途に消費者等に対する情報提供を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 石油製品の円高等によるコストダウンは、市場メカニズムを通じ、販売価格に反映されてきているが、今後とも、為替動向等が適正に販売価格に反映されるよう十分注視する。(通商産業省) <p><末端石油製品価格の推移…経済調査会調査>(円/リットル)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>59年度下期</th> <th>60年9月</th> <th>61年3月</th> <th>61年8月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガソリン</td> <td>145.5</td> <td>138</td> <td>132</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>灯油</td> <td>76.9</td> <td>75.6</td> <td>65.6</td> <td>57.1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 家庭用液化石油ガスについては、他の石油製品と異なり、LPG輸入価格の低下が末端価格に直ちには反映されにくい面もあるため、5月6日流通業者に対し、コストダウンを末端価格へ適切に反映させるよう要請を行った(想定還元額は、年間1,000億円程度の見込み)。(通商産業省) 円高傾向が強まったこと等から、4月以降、さらに、2回にわたる値下げ(9.9%)が行われた(昭和60年10月以降の値下げ率は、合計17.4%)。(農林水産省) 主要輸入消費財の価格動向等(37品目)について調査を実施し、4月30日、調査結果を公表した。(大蔵省、農林水産省、通商産業省、経済企画庁) 		59年度下期	60年9月	61年3月	61年8月	ガソリン	145.5	138	132	117	灯油	76.9	75.6	65.6	57.1
	59年度下期	60年9月	61年3月	61年8月												
ガソリン	145.5	138	132	117												
灯油	76.9	75.6	65.6	57.1												

決 定 事 項

④ 主要百貨店・スーパーに対する円高活用プランの策定指導、その他の百貨店・スーパー等の小売業界に対するインポートフェアの開催要請等を通じて、一般消費者への円高メリットの均等を積極的に図るよう努める。また、日本貿易振興会（JETRO）、製品輸入促進協会（MIPRO）の活用等による大規模なインポートバザールの開催、商店街等における輸入品フェアの開催、製品輸入に係る広報等の推進により、国民が円高のメリットを享受しうるような環境の整備に努める。

実 施 状 況 等

- ・ 輸入消費財等について、円高等の効果を適正に販売価格にも反映させるよう、輸入関係団体、流通関係団体等に対し幅広く要請を行った。
(大蔵省、農林水産省、通商産業省)
- ・ 第1次円高活用プランの策定を通じて、主要百貨店・スーパー104社では、全国各地で1万か所を超えるインポート・フェアの開催、約1,700品目にわたる小売価格の引下げ及び約600品目の新規輸入品の開拓が展開されている。
(通商産業省)
- ・ 昭和61年度JETRO・MIPRO等が開催するインポートバザールは8件予定されており、うち7件実施済み。
(通商産業省)
- ・ 商店街、ボランティア・チェーン等における輸入品フェアに対する補助制度を創設し、本年度15地域を指定し、逐次輸入品フェアが開催されている。
(通商産業省)
- ・ 製品輸入の促進について街頭キャンペーンをはじめ、政府広報、各種媒体、ポスター等による広報活動を積極的に実施。
(通商産業省)
- ・ また、10月の輸入拡大月間において、輸入促進キャンペーン等を集中的に実施する予定。
(通商産業省)

決 定 事 項	実 施 状 況 等
<p>4. 規制緩和による市街地再開発の促進等</p> <p>(1) 市街地再開発の促進</p> <p>① 東京都環状7号線以内において、真に低層住宅としての良好な居住環境の維持のため必要な場合を除き、第一種住居専用地域の第二種住居専用地域への指定替えを重点的に推進する。</p> <p>② 再開発の促進による都市空間の高度利用が可能となるよう、市街地再開発事業の施行区域における場合又は特定街区若しくは総合設計による場合には、より大幅な容積率の割増しが可能となるよう基準を見直す。</p> <p>なお、斜線制限についても、再開発の促進による都市空間の高度利用が可能となるよう緩和を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都においては、当面、防災上の観点から、不燃化を促進する必要がある区域、土地利用の動向からみて中高層化を図ることが適当な区域等について積極的に指定替えに取り組む予定。これを推進する方向で都を指導することとしている。 (建設省) ・ 環状7号線以内において具体のプロジェクトを有する民間会社を対象として4月に実施したヒアリングの結果を踏まえつつ、再開発の促進のための方策について検討を進める。 (建設省) ・ 市街地再開発事業の施行区域における再開発又は特定街区若しくは総合設計による再開発についての容積率の割増基準の見直しについて建築審議会等の意見を聴き、12月末までに適切に対処する。 (建設省) ・ 総合設計に係る道路等の斜線制限による高さ制限の緩和基準についても、容積率の割増基準に係る上記見直しに併せ、12月末までに必要な見直しを行う。 (建設省)

決 定 事 項

実 施 状 況 等

(2) 新市街地開発の促進

① 市街化調整区域のうち特に人口増が著しい地域に近接する区域及び鉄道新駅周辺の区域等大きな新市街地開発投資が見込める地域について、重点的に線引きの見直しを推進する。また、保留人口フレームの解除を促進する。

さらに、開発許可基準の見直しを行うとともに、開発許可手続の迅速化・合理化を図る。

② 宅地開発指導要綱のこれまでの見直しの実態を踏まえ、行き過ぎ是正の行われていない団体に対し、行き過ぎ是正の徹底を図るよう指導する。これにより、道路、公園、学校等公共公益施設用地の確保面積の適正化を図り、開発面積及び開発事業費に占める有効宅地分の割合の引上げを図る。

・ 特に見直しの遅れている府県及び大都市圏の都市計画区域を中心に、ヒアリング等により、第2回目の線引き見直しの早期完了及び保留人口フレームの早期解除を引き続き指導する。
(建設省)

・ 5月13日、「大規模開発に係る開発許可事務処理マニュアルについて」及び「開発許可申請に係る提出書類等の簡素化・統一化について」の2通達を発した。
(建設省)

・ 8月2日、「市街化調整区域における開発許可制度の運用について」の通達を発し、

- ① 大規模既存集落内の小規模開発
- ② 人口の減少及び産業の停滞が見られる地域での工場等の立地
- ③ 幹線道路の沿道等における流通業務施設の立地
- ④ 設置及び運営が国の定める基準に適合する有料老人ホーム等について許可しうるよう運用の改善を行った。
(建設省)

・ 「宅地開発等指導要綱問題相談室」(昭和60年12月12日建設省に設置)において個別事業に係る問題の調整を推進する。
(建設省)

・ 4月11日、「小規模区画道路の計画基準(案)について」、「洪水調節(整)池の多目的利用指針(案)について」及び「開発と文化財の取扱いについての調整、調査に関する事務処理等の標準について」の3通達を発したところであり、これらを踏まえて指導を推進する。
(建設省)

・ 宅地開発等指導要綱の実態調査(建設省・自治省共同で実施)結果を取りまとめ、5月1日に公表したところであり、これを踏まえて指導を推進する。
(建設省、自治省)

決 定 事 項	実 施 状 況 等
<p>③ 民間活力の活用等に資する優良事業について第3セクターへの民間の出資比率を引き上げる等、埋立事業について民間資金の活用を図る。</p> <p>(3) 国公有地への土地信託制度の導入 国公有地に土地信託制度を導入するため、現在、国会に提案中の「国有財産法の一部を改正する法律案」及び「地方自治法の一部を改正する法律案」の成立を受けて、民間活力を活用した国公有地の有効活用の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要綱の運用等について、適正化が図られるよう各都道府県、指定都市に対して通知（5月1日）したほか、担当課長による連絡会議を開催し、周知徹底を図った（5月9日）。 <small>（自治省）</small> ・ 埋立事業における民間事業者の能力を活用するため、第3セクターへの民間の出資比率を引き上げることを内容とする公有水面埋立法施行令の一部改正を実施し、7月11日から施行した。 <small>（運輸省、建設省）</small> ・ 「国有財産法の一部を改正する法律案」が5月21日可決成立し、6月3日公布・施行された。これを受けて国有地の有効活用の促進を図る。 <small>（大蔵省）</small> ・ 公有地に土地信託制度を導入することを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」は5月21日可決成立し、同法は5月30日公布・施行された。 <small>（注）上記法案は、当初提出した法案のうちの公有地信託に係る部分のみを内容とするものであって、衆議院地方行政委員会が提出したものである。</small>

決 定 事 項

実 施 状 況 等

5. 住宅建設、民間設備投資等の促進

(1) 住宅建設等の促進

① 住宅金融公庫については、貸付金利を引き下げるとともに、個人住宅の各募集期の受付時期の繰上げ及び受付期間の拡大、民間賃貸住宅の募集回数増加並びに融資対象となる分譲住宅の上限価額の引上げにより貸付けの促進を図る。

② 昭和61年度税制改正で講じられた住宅取得促進税制の創設、住宅取得資金に係る贈与税の特例の拡充等の周知徹底を図り、その活用を図る。

・ 住宅金融公庫個人住宅建設買金の貸付金利については、住宅金融公庫法施行令の改正（4月22日公布・施行）により、次のとおり引き下げた（3月31日から適用）。

床面積	60㎡以上120㎡以下	5.4%→5.25%
	120㎡超 145㎡以下	5.9%→5.65%
	145㎡超 180㎡以下	6.4%→6.15%

個人住宅の各募集期の前倒しを行うとともに、受付期間を年間100日程度から年間135日程度に拡大する。

民間賃貸住宅の募集回数を年1回から年2回に増やす。

分譲住宅の上限価額を次のとおり引き上げた（4月1日より実施）。

— 23区内 床面積120㎡以下の団地住宅の例：
3,700万円→4,000万円

（建設省）

〔沖縄振興開発金融公庫においても同様の措置を実施。（沖縄開発庁）〕

・ テレビ、雑誌、新聞等の積極的活用、パンフレット、手引書の作成・配布、説明会、講演会の開催等により住宅減税に係る制度改正の周知徹底を図っているところである。
（建設省）

決 定 事 項

実 施 状 況 等

③ 民間金融機関の個人向け住宅融資については、金利の引下げ及び融資資金の安定的な確保につき配慮するよう要請する。

④ 増改築等リフォームを促進するため、増改築相談員の養成・活用、関連する技術の開発・普及、「住まいのリフォーム・フェア」等の開催などによる情報提供を図るとともに、住宅関連用品等の需要の顕在化を図るため、「インターナショナル・ハウスウェア・ショー」の開催等を行う。

・ 4月9日、各民間金融団体に対し、個人向け住宅融資について金利の引下げ及び融資資金の安定的な確保につき一層の配慮を行うよう文書により要請を行った（大蔵省、農林水産省、労働省）。これを受け、住宅ローン（固定型）金利が引き下げられたほか、住宅ローンを安定的に供給するため、金利設定の安定化が行われた。

・ 全国各地において、増改築相談員研修会を開催し、相談員を養成している（6月末現在14,200名が研修会を受講済み）。

・ 新住宅開発プロジェクトで開発された増改築リフォーム関連技術（高齢者ケアシステム、可変住空間システム等）の普及やその周辺技術開発を行っている。現在、一層の普及促進を図るため、関係企業からなる推進団体の設立を準備中。

・ CADシステムによるリフォーム情報の提供を図るため、情報処理振興協会の特定プログラム開発事業の一環として所要のシステム開発を行う。

・ 6月14～18日、晴海の東京国際貿易センターにおいて、「'86住まいのリフォーム・フェア」を開催し、124,000名の来場者があった。

・ 地方公共団体、関連業界等の協力のもとに、リフォーム・フェア等の地方プロジェクトを昭和61年度50か所（予定）において開催する（うち14か所で開催済み）。

・ リフォーム・コンクールを実施し、建設大臣賞等を授与した（6月16日）。

・ 「東京グッドリビングショー」（4月30日～5月5日）において「バス・トイレリフレッシュ」の名の下にバス・トイレを中心とする展示を実施した。